

＜日本イギリス哲学会 第106回部会関東例会 報告要旨＞

第一報告：アダム・スミス『道徳感情論』における有用性と効用の位置付けについて

太田 浩之

本報告は、アダム・スミス（1723-1790）の『道徳感情論』（1759）における有用性と効用の位置付けについて考察することを目的とするものである。スミスの有用性と効用に関しては、ヒューム（1711-1776）の道徳理論との関係で論じられたり、いわゆる「見えざる手」という有名な表現のためにスミスの経済理論との関係で論じられたりすることが多いように思われる。だが、ヒュームとの差異を前提とした解釈や、『法学講義』（1762-64）や『国富論』（1774）を前提としつつそこから『道徳感情論』を読み込むような解釈には、有用性と効用に対してスミスが与えた位置付けを歪ませて解釈する危険性が存在する。

本報告では『道徳感情論』の内在的分析に徹底し、第七部（第六版）の記述を根拠にして、スミスが『道徳感情論』で目指していたのは道徳的経験を包括的に説明する理論を形成することだという見解を取り、その視点から有用性と効用に対するスミスの扱いを再度捉え直すことを試みる。結論として、スミスにとって、有用性と効用は異なる道徳的経験を説明するために何よりも重要だったということを論じる。

（一橋大学大学院社会学研究科博士課程）

第二報告：.S.ミルにおける「文明の進歩」と「力の法」

—女性と黒人の参政権論を手がかりに—

山尾 忠弘

近年のミル研究において、ミルの政治思想と古典古代の連続性に注目が集まっている。たしかにミル自身が古典古代を模範としているようにも読める文章を残していることは事実だが、本報告では、むしろ彼が古典古代の政治制度を批判していたことに焦点を当て、これまでの研究とは異なる、近代に固有の問題と格闘したミルを描き出すことを試みたい。その近代に固有の問題とは、女性と黒人の参政権の問題である。実際ミルは同時代の批判者によって、黒人と女性の参政権を主張し「人種の平等などという夢想」を抱いていた人物として批判されていた。

ミルは、女性と黒人が参政権を有していなかった当時の状況を、「性の貴族制と皮膚の貴族制」という注目すべき言葉によって批判している。この二つの「貴族制」は、共に古い時代の「力の法」が残存したものだとミルは考えた。そして古代アテネにおいても、「奴隷、女性、市民権を持たない居住者は力の法（the law of force）のもとに置かれていた」（『女性の隷従』）というのである。本報告では、この「力の法」に対するミルの批判に焦点を当て、古典古代との連続性や「二人のミル」（Himmelfarb）を強調することによっては見逃されてしまう、近代に固有の問題と格闘したミルを描き出すことを試みたい。

（慶應義塾大学）